

生活困窮者自立支援制度について

保健福祉部地域福祉課

1 生活困窮者自立支援制度の理念

生活困窮者自立支援制度は、社会保険制度や労働保険制度など（第1のセーフティネット）と生活保護（第3のセーフティネット）との間において、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の充実・強化を図るため、生活困窮者に対して、自立に向けた支援を确实かつ適切に実施することを目指す。

2 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の概要

(1) 目的

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること。（法第1条）

(2) 支援対象者

生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項））

(3) 実施主体

県（町村）、市（法第3条第1項、第2項第2号）

(4) 施行期日

平成27年4月1日

(5) 法に基づく事業

| 実施 | 事業名 | 事業内容 | 委託 | 国庫 |
|----|-------------|---|----|-------------|
| 必須 | ①自立相談支援事業 | 就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施 | 可 | 3/4 (負担) |
| | ②住居確保給付金の支給 | 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金（有期）を支給 | 不可 | |
| 任意 | ③就労準備支援事業 | 一般就労に従事する準備として、就労体験等を通じた訓練又は生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練を実施（有期） | 可 | 2/3 (補助) |
| | ④一時生活支援事業 | 住居のない生活困窮者に対して、一時的に宿泊場所や衣食の提供等 | | |
| | ⑤家計相談支援事業 | 家計に関する相談支援、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施 | | 1/2 (補助) |
| | ⑥学習支援事業 | 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を実施 | | |

3 これまでの県の対応

(1) 庁内関係部局等との連携

- 生活困窮者自立支援連絡調整会議（平成 26 年 9 月、平成 27 年 2 月）

(2) 実施主体となる市への支援等

- 「新たな生活困窮者自立支援制度に係る県内自治体研修会」（平成 26 年 2 月）
- 生活困窮者自立支援制度担当者会議（平成 26 年 10 月、平成 27 年 2 月）
- 自立相談支援事業従事者研修会（平成 27 年 1 月）

4 今後の県の対応

(1) 実施事業及び運営主体等（予定）

| 実施 | 事業名 | 実施方法 | 運営主体 (対象圏域) |
|----|-------------|------|--------------------------------|
| 必須 | 自立相談支援事業（※） | 委託 | 広域振興局・保健福祉環境センター (生活保護所管圏域) |
| | 住居確保給付金の支給 | 直営 | |
| 任意 | 就労準備支援事業 | 委託 | 地域福祉課 (県全体) |
| | 学習支援事業 | 委託 | 盛岡広域振興局 (盛岡広域振興局管内) |

※支援体制を確保するため、近隣の中核となる市との連携を含め広域的な事業実施を図る。

(2) 今後のスケジュール

ア 事業者の決定

2 月定例議会において予算成立後、委託事業者を決定。

なお、公募の場合の日程は、概ね以下のとおり。

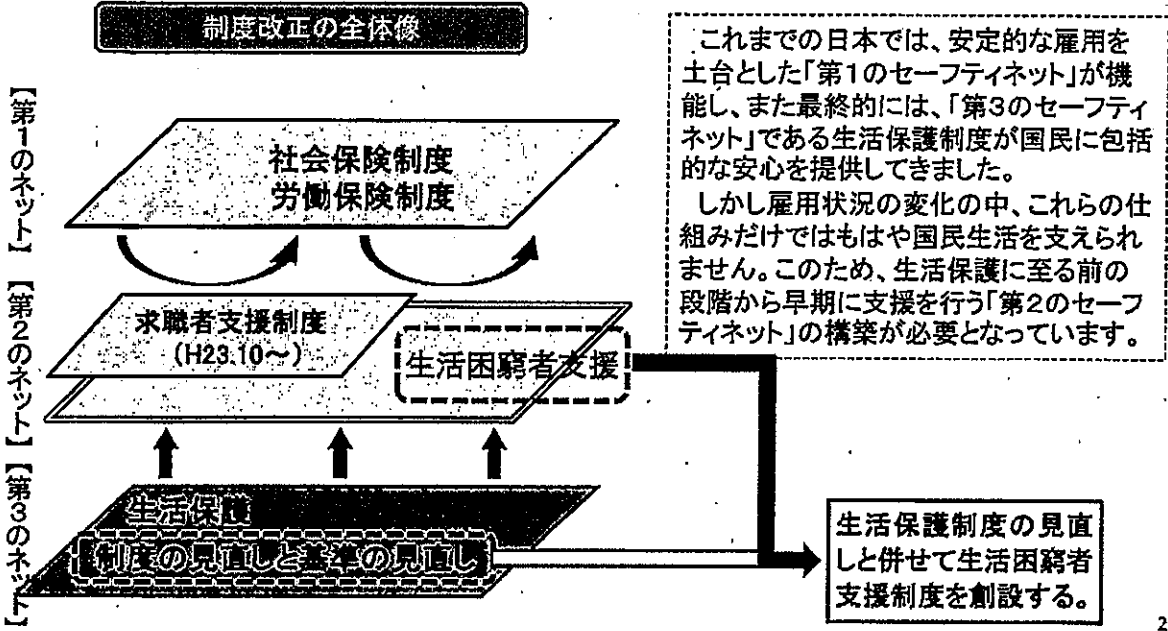
| 内 容 | 日程・期限 |
|----------|----------------------|
| 公告期間 | 平成 27 年 2 月上旬～1 か月程度 |
| 説明会開催 | 平成 27 年 2 月上旬 |
| 選定委員会の開催 | 平成 27 年 3 月中旬 |
| 審査結果公表 | 平成 27 年 3 月中旬 |

イ 制度周知

県民・事業者等に対するリーフレットの配付等

生活困窮者自立支援法が本年4月に施行されます

- 生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、平成 27 年 4 月から全国（福祉事務所を設置する自治体）で施行されます。
- これは、これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するものです。



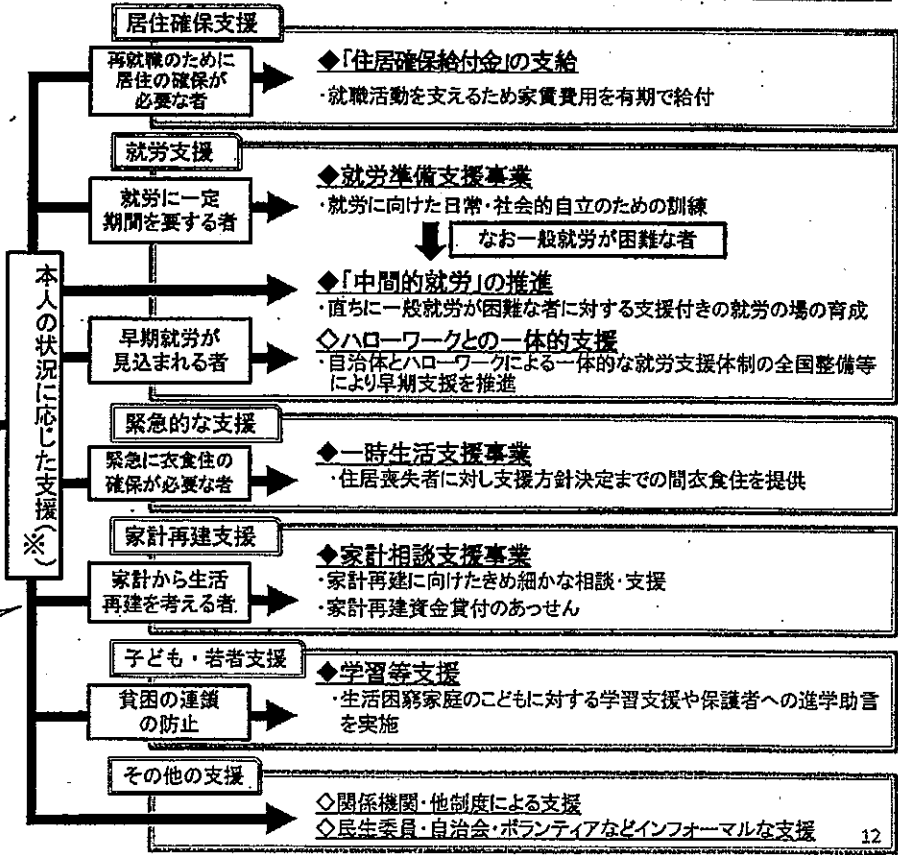
新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**

- ・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供



※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意